

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

次に記載する方は**申請が必要**です。
提出期間内に必ず申請してください。

- ①平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している方
- ②所属庁から児童手当を受給している公務員

提出期間 **令和4年1月5日（水）～2月28日（月）**

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の**児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた**児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）**

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）
※令和3年度所得が児童手当所得制限限度額以下である者（裏面参照）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、**10万円**です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

令和4年1月以降、支給申請を受け付けた方から順次支給します。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

申請書で指定した口座へ振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

令和4年2月28日（金）までに申請書の提出が必要です。

九重町

①給付金のご案内・申請書を送付します。

②返信用封筒にて申請書を提出してください。

③審査後決定通知を送付、指定された口座へ振り込みます。

子育て世帯

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、九重町で子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要はありません。

子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

児童手当所得制限限度額表

扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	662	833.3
1人	660	875.6
2人（児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	698	917.8
3人（児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	736	960
4人（児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	774	1,002

※扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円を加算した額となります。

お問い合わせは



九重町役場 「子育て世帯への臨時特別給付」窓口

電話：0973（76）3828

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに九重町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに九重町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。